

# 納税ニュース

平成 19 年 9 月 15 日 第 19 号

編集・発行：鹿嶋市納税対策室

〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1

TEL 82-2911 FAX 84-1212

## 特集

## 滞納はルール違反です！

今回は、滞納処分についてご説明します！

市税には、市（県）民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税があります。定められた納期限内に税金を納めないことを滞納といいます。滞納になった場合、督促状や催告書により納税を促すことになります。それでも納付がない場合には、国税徴収法・地方税法により、差押等の処分を行います。

### 【督促状の送付】

納期限までに納付がない場合、納期限後 20 日以内に督促状を送付します。督促状 1 通につき 80 円の手数料がかかります。

### 【延滞金】

納期限までに納付しない場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年 14.6%（最初の 1 月は 4.4%）の割合で延滞金を徴収します。

### 【催告書】

督促状を送付しても、納付のない人に催告書を送付します。催告書は、「督促状を送付しましたが、いまだに完納されておりません。速やかに納付してください。」という内容ですが、それでも納付のない場合は、財産の差押を行います。

### 【財産の差押】

督促・催告・納税相談によっても納めない場合は、財産の差押をします。

差押は、税の公平性を保つため、滞納者の財産（不動産・給与・生命保険・自動車等）を売却（公売）し、換価（現金化）します。

### 〈平成 18 年度 差押件数〉

不動産	預貯金	その他
104	26	12

### 〈平成 19 年度車両差押〉 タイヤロック方式

登録ファイル差押	タイヤロック実施
11 件	2 台

### 【差押を解除するには？】

差押を解除するには、滞納している税を全額納付すると解除されます。差押 = 売却と考え、納税をやめてしまう人がいますが、前向きな納税を行ってください。（注意：預金の差押後は、即時に滞納の税金に充てられます。）

### 【国民健康保険税の滞納】

- ・ 有効期間の短い短期保険証を交付します。
- ・ 資格証明書が交付された場合、医療保険をいったん全額自己負担します。
- ・ 国保の給付（医療給付・出産育児一時金・葬祭費の支給）を全部または一部差し止めます。

### 《滞納処分の流れ》

納期限が過ぎると

督促状を送付

（本税 + 督促手数料）

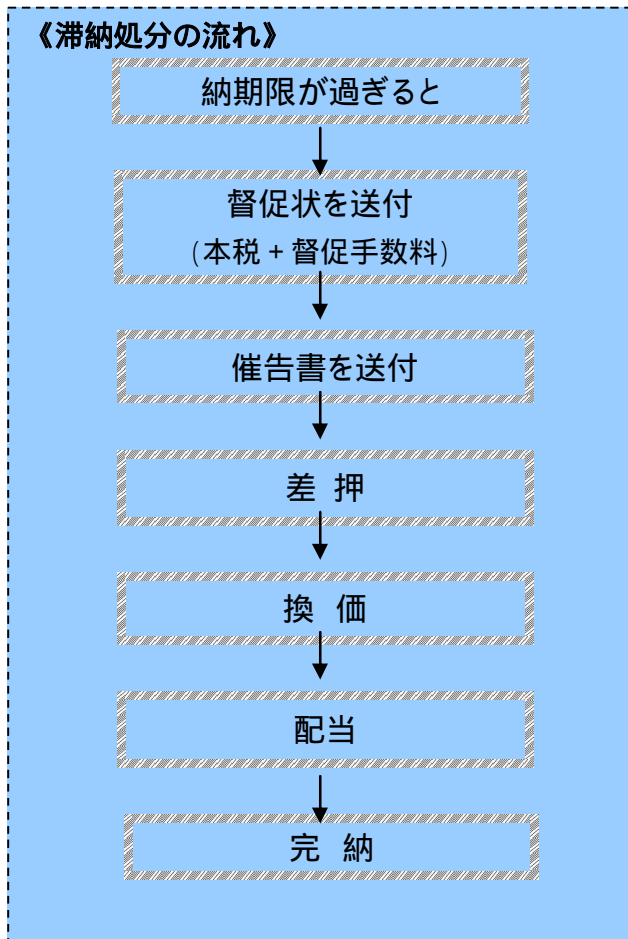
催告書を送付

差押

換価

配当

完納



10月1日(月)は、固定資産税第3期の納期限です。

## お知らせ

### かんぷ 還付通知について

還付とは、重複して納めたり、納付後に税額が変更になるなどして、過誤納金(納税額に相違)が発生した時に、納税者に返金をすることです。過誤納金が発生後、納税管理課・税務課・国保年金課・介護長寿課から、過誤納金対象の人に通知をしています。還付通知を受け取った場合は、必要事項を記入し、返信してください。

### 納税相談について

滞納に至る事情や家計の状況等についてお伺いしながら、職員と一緒に納税計画を立て、完納していただけるように実施しています。通知を受け取ったら、必ず来庁してください。連絡のない場合は、差押をすることがあります。

### にせ税務職員にご注意を！

税務職員を装い現金自動預払機(ATM)の操作をさせて現金を騙し取ろうとする事件が発生しています。市職員がATMなどの操作を求めたり、電話で口座番号を聞くことはありません。不審な電話などがあった場合は、すぐに市役所納税管理課にご連絡をお願いします。

### 市税などの納税相談について

納期限内の納付が困難な場合の納付方法などの相談です。

とき 月曜日から金曜日 8:30～17:30(土・日、祝日を除く)

ところ 市役所1階 納税対策課

市役所2階 納税管理課

### 休日納税窓口を開設しています。

平日に納められない人はご利用ください。

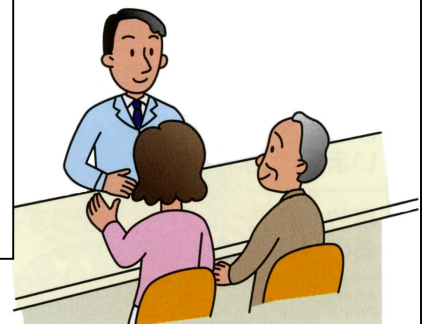
とき 毎月最終日曜日 9月30日(日)9:00～15:00

10月28日(日)9:00～15:00

ところ 市役所1階 納税対策課

同時に納期限内の納付が困難な場合の相談も受け付けています。

休日納税相談



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、まちづくりセンターまたは市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成19年11月中旬の予定です。